

＜平成 23 年度第 2 回熊本市地域包括支援センター運営協議会資料＞

熊本市地域包括支援センター公募要領  
(素案)

平成 23 年 8 月

熊本市

## I 募集の趣旨・概要

### 1. 募集の趣旨

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下、「法」という。）に基づき、地域における介護予防マネジメントや、高齢者の包括的・継続的マネジメントを行い、「地域包括ケア」の中核的役割を担う「熊本市地域包括支援センター」（以下「センター」という。）の運営を請け負う事業者を募集します。

### 2. 委託業務

介護保険法第 115 条の 39 第 1 項に規定するセンターとしての機能及びこれに関連する政省令等に定められた業務を含みます。

#### 【委託する業務の内容】

#### (1) 包括的支援事業（介護保険法第 115 条の 38 第 1 項第 2 号～第 5 号）

- ① 介護予防のマネジメント事業
- ② 介護保険外のサービスを含む、高齢者や家族に対する総合的な相談・支援
- ③ 被保険者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業（24 時間相談体制の確保に配慮）
- ④ 支援困難ケースへの対応などケアマネジャーへの支援

#### (2) 介護予防支援（介護保険法第 8 条の 2 第 18 項）

- ① センターに併設して、指定介護予防支援事業所（介護保険法第 115 条の 20）を設置し、指定介護予防支援事業（予防給付のマネジメント）を実施

※指定介護予防支援事業の業務の範囲等については、別途定める熊本市の方針による。（居宅介護予防事業所への再委託等国の動向を注視する。）

### 3. 委託予定期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 6 年間とします。

ただし、期間中に介護保険法の改正などにより地域包括支援センターの役割、位置づけ等が変更した場合については、委託内容、委託期間、予算措置等に変更が生じる場合があります。

また、受託者が介護保険法及びこれに関連する政省令等に定められた事項を遵守しない場合等は、「熊本市地域包括支援センター運営協議会」（以下「運営協議

会」という。)に諮り、期間の満了を待たずに契約を解除する場合があります。

#### 4. 募集圏域

募集圏域は、城南町（南6）、植木町（北1）を除く25圏域（別紙1を参照）。

※1法人につき、1圏域での設置としますが、第1希望～第2希望まで複数圏域への応募は可能です。

※また、一定水準以上の法人がないなど、空白圏域が出たケースに対応するため、設置場所について、上記の第1希望、第2希望とは別に、その他の希望圏域を提示可能とします（複数圏域を提示可能）。

#### 5. 業務内容

「熊本市地域包括支援センター業務仕様書」のとおり

#### 6. 再委託の禁止

業務の全部を第三者に委託し請け負わせることはできません。

## Ⅱ 応募について

### 1 応募要件

この公募においては、センターの運営を円滑かつ安定して実施できる法人であり、次の要件をすべて満たすものを募集します。

- ① 熊本市内において、介護保険サービスを提供する事務所・事業所を有し、かつ応募時点で1年以上の介護保険サービスの提供実績があること。
- ② 医療法人、社会福祉法人、財団法人、社団法人、特定非営利活動法人であること。
- ③ 熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号 以下「資格審査要綱」という。）第5条に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- ④ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- ⑥ 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- ⑦ 熊本市から「熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱」（平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑧ 消費税及び地方消費税並びに本市と直接取引をする本店又は支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。

### 2 受付期間

平成23年9月30日（金）～平成23年10月31日（月）午後5時まで

### 3 応募方法

#### (1) 提出書類

原本（①～⑮）1部、原本のコピー7部。

- ① 熊本市地域包括支援センター応募申請書（様式1）

- ② 誓約書（様式2）
- ③ 法人が熊本市内で提供している介護サービス等の概要（様式4）
- ④ 熊本市地域包括支援センターの事業計画、運営に関する書類（様式3）
- ⑤ 熊本市地域包括支援センター設置場所の位置図（様式5）
- ⑥ 熊本市地域包括支援センター設置場所の平面図（様式6）
- ⑦ 熊本市地域包括支援センター設置場所の状況等のわかる現況写真（様式7）
- ⑧ 熊本市地域包括支援センター内の平面図（事務室・会議室等の配置の分かる図面）（様式8）
- ⑨ 別紙資料1中「熊本市地域包括支援センター応募圏域別配置職員数一覧」で指定された職種の各配置職員（予定も含む）の履歴書（様式9-1, 9-2, 9-3）及び資格証写し（各履歴書裏面に資格証写しをコピーすること）
- ⑩ 法人登記簿謄本（申請日以前、3ヵ月以内に発行されたもの）
- ⑪ 定款、寄付行為等
- ⑫ 法人の財務状況に関する書類（損益計算書、貸借対照表、会計監査人又は監査役会により監査を受けた場合その監査報告書、直近の3ヵ年分）
- ⑬ 法人等の設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要がわかるもの
- ⑭ 法人の事業実績等の概要がわかるもの
- ⑮ 法人代表者履歴及び役員名簿

※ 法人設立予定の場合は、⑩から⑮の書類について、それに代わる書類でも可とします。

※ 新たに事務所等を設置する場合、⑤～⑧の書類について「計画案」（様式自由）でも可とします。

## (2) 提出方法

事務局あてに、持参、郵送のいずれかの方法で提出してください。

## 4 募集説明会

平成23年10月7日（金）に募集説明会を開催しますので、応募予定者は必ず参加してください。

## 5 質問について

公募要項等に関する質問の受付及び回答は下記のとおり行います。個別のご質問にはお答えできませんので、ご了承ください。

- 1 受付期間（案） 平成23年9月30日（金）～平成23年10月12日

(水)

2 受付方法 別添資料に必要事項を記載の上、f a x又は電子メールにて提出。

3 回答 質問に関する回答は、市ホームページで公表。

回答予定日 平成 23 年 10 月 1 8 日 (火)

### Ⅲ 委託料について

#### 1 委託料の額

人員配置については、3 職種の職員を配置するとともに、圏域内の高齢者人口の増加（1,500 人ごと）に応じて、相談員等の加配を行います。

また、高齢者人口が 6,000 人以上の圏域であって、委託者が必要と認める場合は、毎年度の事業計画書を基に、3 職種のいずれかの職種の者を相談員に替わり配置することができるものとし、その場合、専門職加算として、基本委託料に 2,500 千円の加算を行うことができます。

人員配置と委託料の 9 月補正予算（案）については、下表のとおり。

| 圏域内の高齢者人口           | 3 職種 | 相談員等 | 基本委託料     |
|---------------------|------|------|-----------|
| 3,500 人未満           | 3    | 1    | 18,500 千円 |
| 3,500 人以上 5,000 人未満 | 3    | 2    | 20,500 千円 |
| 5,000 人以上 6,500 人未満 | 3    | 3    | 22,500 千円 |
| 6,500 人以上 8,000 人未満 | 3    | 4    | 24,500 千円 |
| 8,000 人以上 9,500 人未満 | 3    | 5    | 26,500 千円 |
| 9,500 人以上           | 3    | 6    | 28,500 千円 |

※「高齢者人口」とは、前年度の 10 月 1 日時点の 65 歳以上の人口をいう。

※基本委託料は、運営費 3,000 千円とした場合での設定金額。

(運営費について)

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 設置場所が母体法人敷地外である場合 | 3,000 千円 |
| 設置場所が母体法人敷地内である場合 | 1,800 千円 |

※専門職加算について

高齢者人口が 6,000 人以上の圏域であって、委託者が必要と認める場合は、毎年度の事業計画書を基に、基本委託料に下記の額の加算を行う。

|             |          |
|-------------|----------|
| 専門職の配置に係る加算 | 2,500 千円 |
|-------------|----------|

## Ⅳ 選定について

### 1 選定方法

熊本市役所内に選考委員会を設置し、選考基準に基づき審査を行い、熊本市地域包括支援センター運営協議会に諮り、委託候補者を選定します。選考委員会では、提出された申請関係書類やヒアリングに基づき、各委員が総合評価方式により得点化し、委員全員の合計点数が高い者を候補者として選定します。

### 2 ヒアリングの実施

応募者に対するヒアリング（申請者によるプレゼンテーション含む）を11月中旬に実施する予定です。また、必要に応じて実地調査を行う場合があります。ヒアリングや実地調査の詳細については、応募者に別途通知します。

### 3 選定基準

「熊本市地域包括支援センター委託法人選定基準」のとおり

## Ⅴ 選定後について

### 1 選定結果の通知及び公表

選定結果は、応募者全員に通知します。選定後に、選定結果の概要を熊本市ホームページに掲載等により公表します。

### 2 受託候補者との契約

選定された候補者と本市との間で委託条件等に関する協議を行い、その後、熊本市地域包括支援センター運営協議会の承認を経て、受託法人と事業委託にかかる基本協定書及び年度単位での年度協定書を締結します。

なお、候補者と本市との協議が整わない場合、又は候補者が委託事業を遂行することが困難となる場合は、次点候補者と協議を行います。

### 3 業務の引継ぎ等

平成24年4月1日から円滑に業務を開始できるようにするため、平成23年度中に、業務の引継ぎや準備、事業計画の作成、研修への参加などを行っていただきます。

なお、委託候補者の事情により、業務の実施ができなくなった場合においても、準備のために支出した費用について本市は保証しません。

## Ⅵ その他

### 1 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

### 2 応募書類の取り扱い

応募書類は理由のいかんを問わず返却しません。また、本市は選定後、応募書類を無償で使用する場合があります。

## Ⅶ スケジュール

|                |                   |
|----------------|-------------------|
| 平成23年9月30日（金）  | 募集開始              |
| 平成23年10月7日（金）  | 募集説明会             |
| 平成23年10月31日（月） | 募集締め切り            |
| 平成23年11月       | 選定                |
| 平成23年12月       | 細目協議、協定書の締結、引継ぎ開始 |
| 平成24年4月        | 業務開始              |

## Ⅷ 提出先

熊本市健康福祉局保健福祉部高齢介護福祉課

管理係 担当者：松下

電話：096-328-2311（直通）

FAX：096-327-0855

e-mail：koureikaigofukushi@city.kumamoto.lg.jp



## 熊本市地域包括支援センター委託業務選考基準（素案）

### 1 選考方法

#### (1)選考スキーム

受託事業者は、本市庁内に設置する熊本市地域包括支援センター選考委員会において、提出書類及びヒアリングによる評価を行い、運営協議会で審議後、市が決定します。

#### (2)選考

受託者候補の選考にあたっては、応募圏域において一定水準以上の法人を対象とし、複数の候補者が生じた場合は順位づけを行います。

#### (3)評価項目

##### 【絶対評価項目】

- ①熊本市内において、介護保険サービスを提供する事務所・事業所を有し、かつ応募時点で1年以上の介護保険サービスの提供実績があること。
- ②医療法人、社会福祉法人、財団法人、社団法人、特定非営利活動法人であること。
- ③熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号 以下「資格審査要綱」という。）第5条に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- ④地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- ⑥熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- ⑦熊本市から「熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱」（平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑧消費税及び地方消費税並びに本市と直接取引をする本店又は支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。

【相対評価項目】

| 評価項目                              |                    | 細目                                                       |
|-----------------------------------|--------------------|----------------------------------------------------------|
| 1 設置趣旨及び運営方針・事業計画                 |                    |                                                          |
| 設置の趣意・運営方針                        |                    | ・センター設置の趣意・動機は適切か                                        |
|                                   |                    | ・センターの機能・役割を理解しているか                                      |
| 事業計画                              |                    | ・事業計画の内容は適切か、実効性が認められるか                                  |
|                                   |                    | ・包括的支援事業の業務内容を把握しているか                                    |
| 運営体制・地域包括支援センターの中立性・公正性の確保の考え方・取組 |                    | ・運営体制の内容は適切か、緊急時の対応・事務処理体制の内容は適切か                        |
|                                   |                    | ・中立性・公正性の確保の必要性、確保の措置は適当か                                |
| 地域との連携体制・地域包括ケアに関する考え方            |                    | ・地域との連携体制構築に係る意義・必要性を理解しているか                             |
|                                   |                    | ・地域との連携体制構築のための方策・措置・対応は適切か                              |
|                                   |                    | 地域包括ケア（介護、介護予防、医療、生活支援、住まいの視点）の必要性を理解しているか、また、今後の方策等は適切か |
| 個人情報保護の措置                         |                    | ・個人情報保護の意義・必要性を適切に理解しているか                                |
|                                   |                    | ・個人情報の取扱いの考え方は適当か                                        |
| 2 職員の状況                           |                    |                                                          |
|                                   | 保健師及び経験のある看護師      | ・従事者としての資格は適切か（確認のみ）                                     |
|                                   |                    | ・法人の従事者に関する視点は適切か                                        |
|                                   | 社会福祉士及び社会福祉士に相当する者 | ・従事者としての資格は適切か（確認のみ）                                     |
|                                   |                    | ・法人の従事者に関する視点は適切か                                        |
|                                   | 主任ケアマネジャー          | ・従事者としての資格は適切か（確認のみ）                                     |
|                                   |                    | ・法人の従事者に関する視点は適切か                                        |
| 3 施設の状況                           |                    |                                                          |
|                                   | 施設の設置方針            | ・圏域内での事務所の位置は適切か                                         |
|                                   |                    | ・事務所の設置場所は適当か                                            |
|                                   |                    | ・事務所の形態は適当か                                              |